

「佐渡市高齢者虐待対応マニュアル」について

「高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」は、平成18年4月1日から施行されました。この法律では高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援について、市町村が第一義的な責任を持つ役割を担うことが規定されています。

佐渡市では厚生労働省のマニュアルを準用してきましたが、平成30年度、佐渡市地域包括ケア会議での意見を踏まえて「佐渡市高齢者虐待対応マニュアル」を作成しました。

このマニュアルは高齢者虐待の発生予防から、虐待を受けた高齢者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、継続的な支援を提供するプロセスが記載されています。

資料No.2-2は高齢者虐待の対応手順がフロー図になっています。このような流れで通報や情報が寄せられた場合は、様々な機関と連携しながら対応を協議し、虐待状況の改善を目指していきます。

「佐渡市高齢者虐待対応マニュアル」4つの特徴

①未然防止のためのアプローチ

虐待は特定の人や家庭で起こるものではなく、どこの家庭でも起こりうる身近な問題であるため、被虐待者側の問題、虐待者側の問題等、リスク要因を有する家庭の具体例を挙げ、積極的な支援を行う方法について記載しています。

また、住民が高齢者虐待に関する正しい知識と理解を持ち、虐待を発生させない地域作りを目指すための啓発活動の必要性についても記載されています。

②早期発見・早期対応のための取り組み

高齢者虐待の問題は発生から時間が経過するにしたがって虐待が深刻になる傾向にあります。

民生委員や自治会等の地域組織との連携、保健・医療・福祉等の関係機関など、地域や幅広い機関から協力を得ることで、仮に虐待が起きたとしても早期に発見し対応ができると考えられます。

高齢者が不当な扱いや虐待を受けていると思われるサインの例が記載されており、通報と通報の努力義務の周知の必要性について述べられています。

さらに、高齢者虐待に関する相談窓口は市や地域包括支援センターである

ことが明示されています。あらゆる機関とネットワークを構築することで虐待の早期発見と早期対応につながっていきます。

また、養護者による虐待の通報者として多いのがケアマネージャーや介護サービス事業所であるため、早期の段階で支援につなげられるよう各事業所への啓発活動についての重要性も記載しています。

③養護者に対する支援

在宅で養護者による虐待が起きる場合には虐待をしている養護者を加害者としてしまいがちですが、介護疲れや養護者自身が経済的な問題、障害、疾病など支援を必要としている場合が多くあります。

高齢者虐待の問題を、高齢者や養護者のみの問題としてとらえるのではなく、法律の名称のとおり、家庭全体の状況から問題を理解し、高齢者や養護者・家族に対する支援を行うことが求められています。

④関係機関の連携と協力によるチーム対応

高齢者虐待の発生には先に述べた通り様々な要因が影響しており、支援には幅広い知識や制度への理解が必要となります。このため、発生予防から通報等による事実確認、高齢者の生活安定に向けた支援に至るまでの各段階において、複数の関係機関が連携を取りながらチームとして虐待に対応することが重要であると記載されています。虐待に対する情報収集の具体的な方法についても記載されています。

以上のような視点に留意しながら各地域包括支援センターともマニュアルに基づいた高齢者虐待に対する支援を行っています。